

隣接校選択制実施要領

1 隣接校選択制とは

子どもたちが安心して通学することのできる教育環境の整備などを目的として、住所地によって就学を指定されている学校(指定校)以外の通学に近い学校(隣接校)を、子どもと保護者の希望により選択できる制度です。本制度は小学校のみの適用となります。

本制度は各学校の施設状況等を勘案して受け入れの可否を決定するため、申請されても必ず希望どおり就学できるというものではありません。

また、住所地どおりの指定校へ就学される方は、本制度の手続きは不要です。

2 対象者(次のいずれかに該当する者)

- (1) 申請時点で生駒市に居住し、来年度に市立小学校へ新入学予定の幼児
- (2) 市外から転入した学齢児童
- (3) 市内で転居をした学齢児童

※兄弟が本制度を利用して隣接校に在学中で、その弟妹が同じ隣接校に入学を希望する場合、保護者の負担を軽減するため、弟妹も同じ学校へ入学できるよう配慮しています。希望される方は、本制度とは別に「指定校変更」の申請手続きを行ってください。

兄弟の卒業後に弟妹が入学する方は、あらためて本制度により申請してください。

3 選択できる学校の範囲

指定校	隣接する小学校	共通事項
生駒小学校	俵口・桜ヶ丘・生駒東	「隣接する小学校」のうち、原則として指定校よりも通学距離が短く、徒歩で通学できる学校を1校希望選択できます。
生駒南小学校	生駒東・壺分・生駒南第二	
生駒北小学校	鹿ノ台・真弓・生駒台	
生駒台小学校	生駒北・真弓・あすか野・俵口・桜ヶ丘	
生駒東小学校	桜ヶ丘・生駒・壺分・生駒南	
真弓小学校	生駒北・鹿ノ台・あすか野・生駒台	
俵口小学校	生駒台・桜ヶ丘・生駒	
鹿ノ台小学校	生駒北・真弓	
桜ヶ丘小学校	生駒台・俵口・生駒・生駒東	
あすか野小学校	真弓・生駒台	
壺分小学校	生駒東・生駒南	
生駒南第二小学校	生駒南	

※選択範囲の隣接校であっても、指定校より通学距離が遠い場合は選択できません。

4 手続き

(1) 提出方法

LoGoフォーム申請(令和8年8月3日(月)から公開)

※LoGoフォームによる申請が難しい方につきましては
教育総務課学務係までご相談ください。

(2) 申請期間 令和8年8月3日(月)～8月21日(金)

(3) 受入れの可否決定・公開抽選

申請期間終了後、各学校の施設状況等を勘案して希望者の全部又は一部を受入れできないと判



LoGoフォーム
QRコード

断した場合は、公開抽選により入学者及び補欠順位を決定します。

※特別支援学級への入級審議対象者について

特別支援学級への入級に関する手続きと、隣接校選択に関する申請の手続きは別となります。隣接校申請の結果、受け入れ可となった場合でも、特別支援学級への入級を決定するものではありませんのであらかじめご了承ください。

(4) その他

- ① 決定後の辞退については、原則として令和9年1月31日までに申し出てください。
- ② 締め切り後の申請は、受入人数に余裕のある場合に限り受け付けます。ただし、転入・転居に伴う申請を除き、原則として令和9年1月31日までの申請とします。
- ③ 転入・転居に伴う申請は原則として正式な住民登録の異動手続きの際に行っていただきますが、学校の状況等で受入れの可否についての判断が必要になることがあります。

5 隣接校の選択にあたっての留意事項

(1) 在学期間

原則、小学校卒業まで選択した隣接校に通学します。ただし、在学中に「相当の理由」があると認められる場合に限り、指定校変更の取り扱い基準により転学に配慮します。

(2) 通学の方法

本制度の趣旨から、通学は原則徒歩とします。保護者の車での送迎や公共交通機関を利用しての通学は認めておりませんので、通学路の状況や通学時間・距離等、通学の安全を考慮して希望校を選択してください。

(3) 中学校への進学

中学校は、原則として住所地に基づく通学区域の指定校へ就学します。中学校の指定校が隣接校で選択した小学校と連動しない校区もありますので、十分にご検討のうえ申請してください。

(4) 国立・私立小学校への入学を予定している方

国立・私立小学校への入学を予定している方につきましても、その合否が決定するまでは、隣接校の申請が可能です。

6 問い合わせ先

〒630-0288 生駒市東新町8-38 生駒市教育委員会事務局 教育総務課 学務係
電話 0743-74-1111(内線2670・2671)